

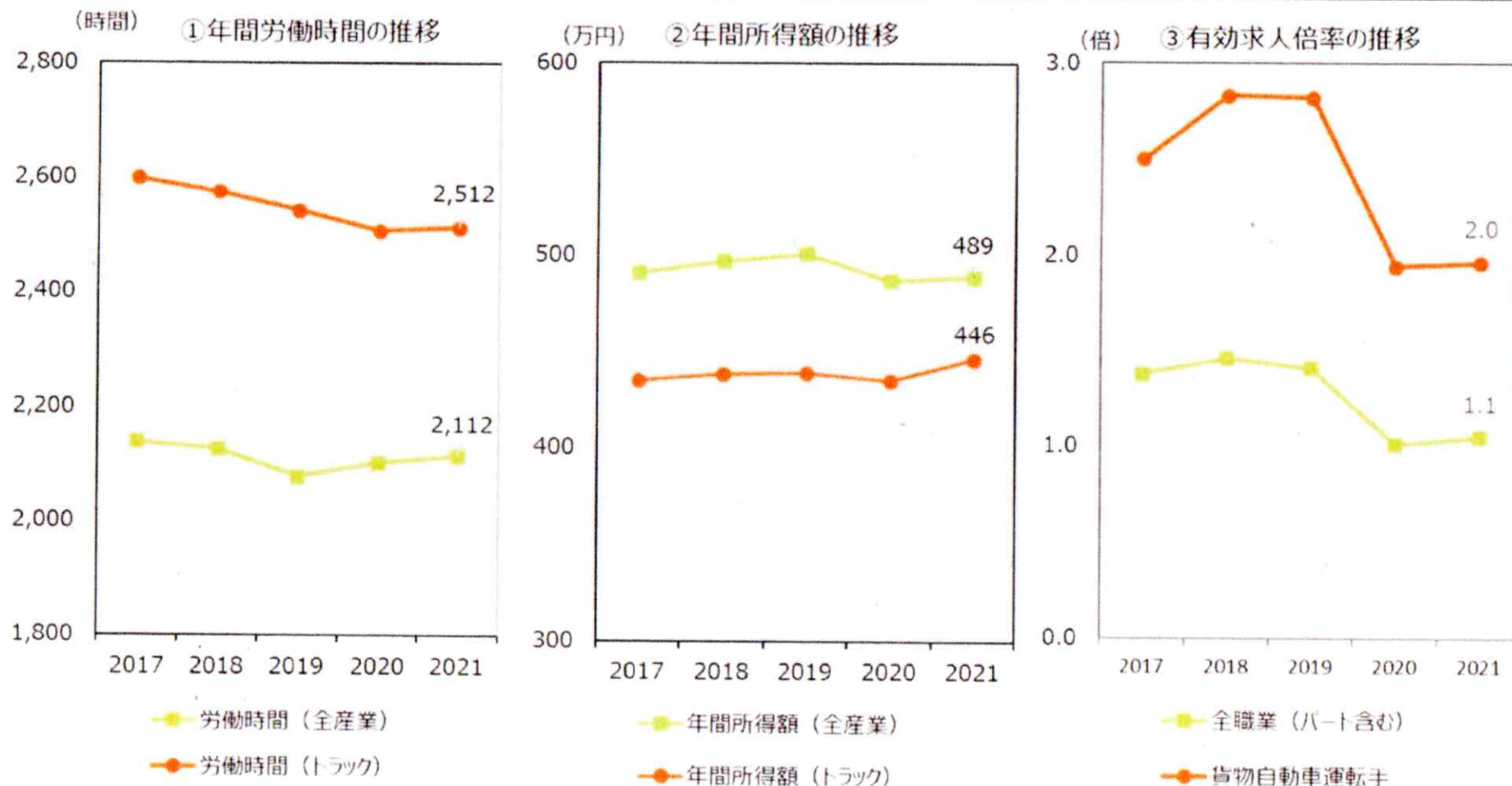
物流業界の2024年問題について

兵庫働き方改革推進支援センター

派遣専門家 社会保険労務士 池田 洋平

トラックドライバーの働き方をめぐる現状

- トラックドライバーを全産業と比較すると、年間労働時間は約2割長く、年間所得額は約1割低く、有効求人倍率は約2倍。
- トラックドライバーの長時間労働の主な要因としては、長時間の運転時間、荷待ち時間、荷役作業等が挙げられる。

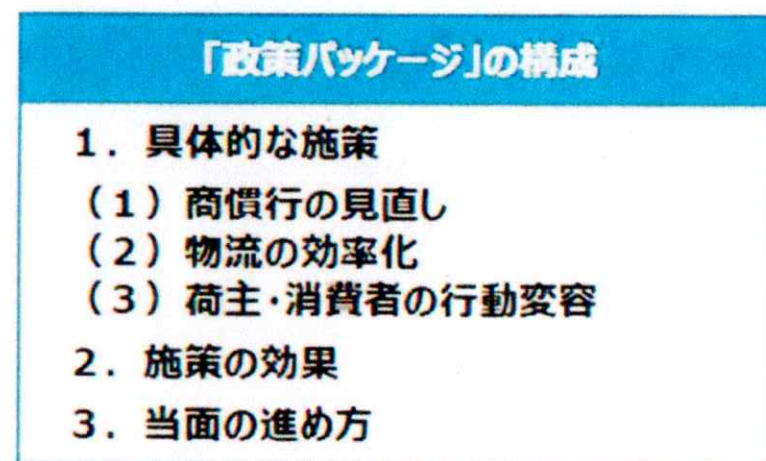
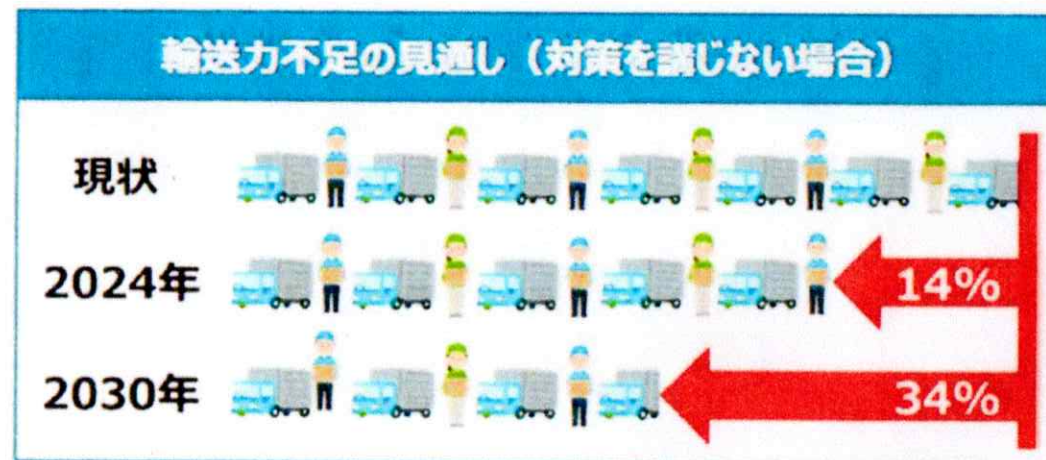


出典：①② 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から国土交通省自動車局にて作成、③ 厚生労働省「一般職業紹介状況」から国土交通省自動車局にて作成

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日
我が国の物流の革新に
関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。
- さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。



荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。



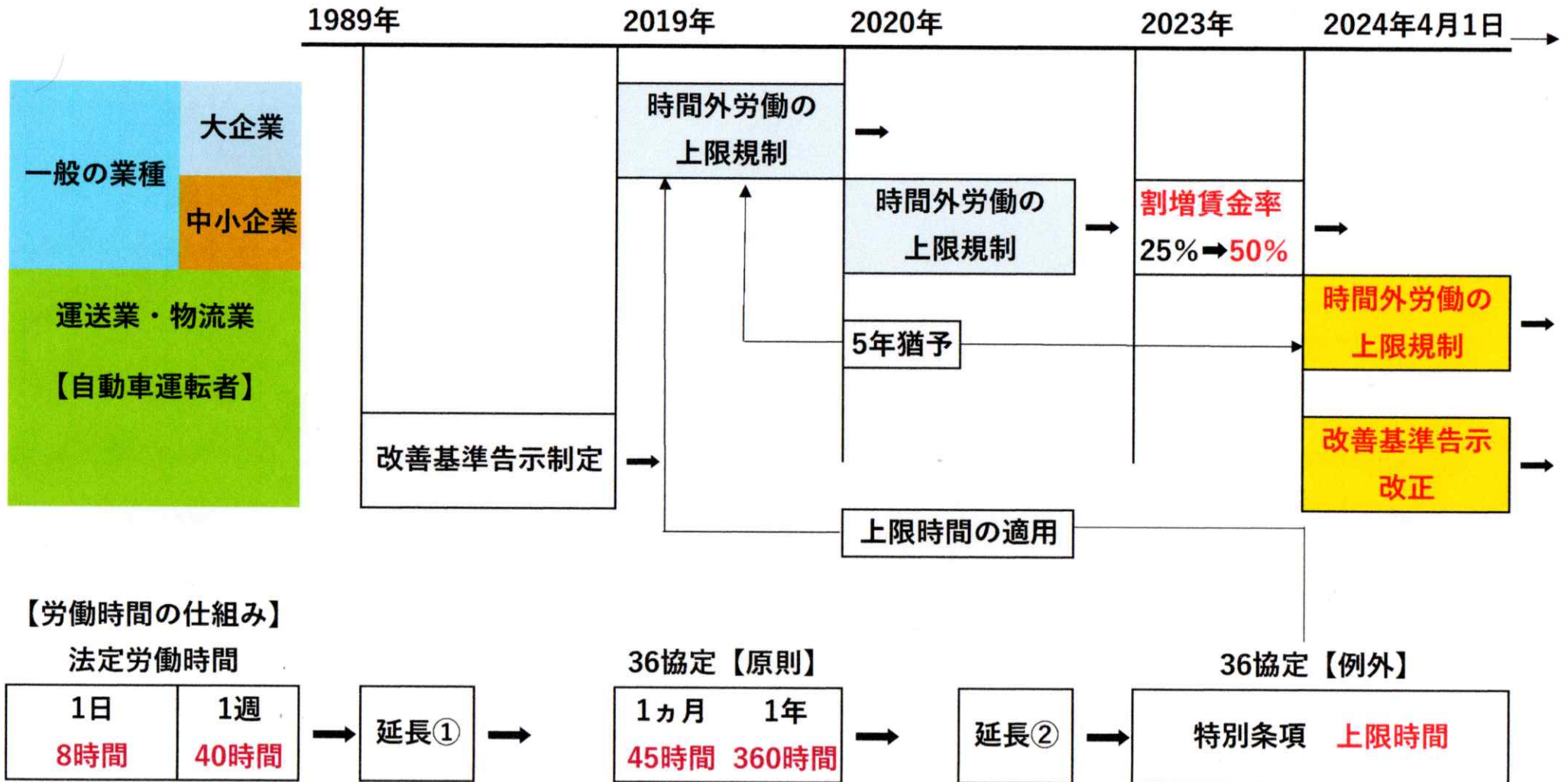
中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化も含め確実に整備。

1. 法改正の全体像

2. 時間外労働の上限規制の適用

3. 改善基準告示の改正（トラック）

法改正の全体像



時間外労働の上限規制【2024年4月1日適用】

一般の業種			運送業・物流業（自動車運転者）	
原則	月45時間以内		月45時間以内	
	年360時間以内		年360時間以内	
特別条項	月100時間未満	休日労働含む	—	
	[2～6ヵ月平均] 月80時間以内	休日労働含む	—	
	年720時間以内	休日労働除く	年960時間以内	休日労働除く
	[月45時間超の回数] 年6回（ヵ月）まで		—	

トラックの拘束時間・休憩時間

	区分	改正前	改正後	
拘束時間	1日の拘束時間	1日原則13時間以内 最大16時間 (15時間超は週2回まで)	1日原則13時間以内 最大 15 時間 (14時間超は週2回まで)	
	休憩時間	継続8時間以上	継続 9 時間以上 (11時間以上が努力義務)	
1年の拘束時間	1年の拘束時間	年3,516時間以内	年 3,300 時間以内 (▲216H) ※1	(例外) 年3,400時間以内
	1ヵ月の拘束時間	月293時間以内	月 284 時間以内 (▲9H) ※2	(例外) 1ヵ月310時間以内

※1 1年の拘束時間の根拠

- ① 法定労働時間週40時間×52週＝2,080時間
- ② 休憩時間1日1時間×週5日×52週＝260時間
- ③ 1年の時間外労働の上限規制960時間
- ①+②+③＝3,300時間

※2 1ヵ月の拘束時間の根拠

- ① 1年の拘束時間3,300時間÷12ヵ月＝275時間
- ② 月1回の休日労働8時間+休憩1時間
- ①+②＝284時間

*本頁点線枠内の数字や条文は各事業場の実態に即して記載可否の判断を行ってください。

(別添2：特別条項付き三六協定の協定例)

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記②に 該当しない 労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
② 1年単位の 変形労働時間制に より労働する 労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

労働保険番号、法人番号を確実に記入すること

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	
法人番号	

様式第9号の3の4（第70条関係）（限度時間を超えない場合の様式）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
一般貨物自動車運送業（トラック）		〇〇運輸㈱		(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		令和〇年4月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
						法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
						所定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者	30	8	6	45	360
		別添協定書記載のとおり	事務員	10	8	6	45	360
		別添協定書記載のとおり	荷役作業員	5	8	6	45	360
		別添協定書記載のとおり	自動車整備士	3	8	6	45	360
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の数	
	別添協定書記載のとおり		自動車運転者	30	毎週2回		労働させることができる法定休日の数	
	同上		事務員	10	毎週2回		労働させることができる法定休日の数	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☒（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 〇〇年 〇月 〇〇日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事業課長
氏名 北ト 協子

押印不要

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☒（チェックボックスに要チェック）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇 労働基準監督署長殿

使用者

職名 代表取締役
氏名 北海 道男

押印不要

労働保険番号、法人番号を確実に記入すること

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号

法人番号

様式第9号の3の5（第70条関係）（限度時間を超える場合の様式）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
一般貨物自動車運送業（トラック）		〇〇運輸㈱		〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 （電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）		令和〇年4月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数		
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数 （任意）
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者	30	8	5	45	360
		同上	事務員	10	8	5	45	360
		同上	荷役作業員	5	8	5	45	360
		同上	自動車整備士	3	8	5	45	360
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	別添協定書記載のとおり		自動車運転者	30	毎週2回		法定休日の内、2週を通じて1回	あらかじめ運行予定表で定められた始業及び就業の時刻
	同上		事務員	10	毎週2回		法定休日の内、2週を通じて2回	8:00～17:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☒（チェックボックスに要チェック）

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の3の5（第70条関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
				延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	令和〇年4月1日	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働に係る割増賃金率
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	事務員	10	7		4	65	60hまで30% 60h以降60%	550		60hまで30% 60h以降60%
	同上	荷役作業員	5	7		4	70	60hまで30% 60h以降60%	600		60hまで30% 60h以降60%
	同上	自動車整備士	3	7		3	70	60hまで30% 60h以降60%	550		60hまで30% 60h以降60%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者	30	6		6	75	60hまで30% 60h以降60%	750		60hまで30% 60h以降60%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		一箇月の時間外労働が45時間を超えることが見込まれる場合は事前に労働者の代表及び対象者へ申し入れを行う。									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑥、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得することを含めた取得の促進、職場での短時対策会議の開催。								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。 様式裏面の「(記載心得)」1-(9)の各項目から選択し、番号を記載 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 〇〇年 〇月 〇〇日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事業課長
氏名 北ト 協子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

押印不要

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☒ (チェックボックスに要チェック)

〇〇年 〇月 〇〇日

〇〇

労働基準監督署長殿

使用者

職名 代表取締役
氏名 北海 道男

押印不要

兵庫働き方改革推進支援センター 支援サービスをご利用ください



- 1 お気軽にお電話ください。 ●平日、9:00～17:00
専門家が丁寧にお応えします。
「働き方改革」はじめ法改正への対応や
求人・採用に向けた質問にお応えします。 ☎0120-79-1149

- 2 専門家による
訪問コンサルティングを
実施しています。
オンライン相談の要望にも応じます。
令和5年度 県内700社がフル活用。

秘密厳守

最大6回まで
無料

課題により最大6回まで利用可

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1社原則3回まで無料。賃金規程の見直しなどの相談については、最大6回まで無料で利用できます。現場に則したアドバイスが好評です。

●生産性向上や残業の削減について
アドバイスを行います。

●就業規則・賃金規程
の見直し、36協定の
締結を応援します。

●助成金の活用を
応援します。

- 3 社内研修に講師を無料で派遣します。

講師派遣については、上記フリーダイヤルにお電話ください。

申し込み

訪問コンサルティングを利用される方は、下記URL・QRコードからお申し込みください。

※ご記入いただいた個人情報は「訪問支援サービス」にのみ使用いたします。

兵庫働き方改革推進支援センター

URL <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hyogo/>



ご清聴ありがとうございました。